

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
I 固定資産		I 固定負債	
1 有形固定資産		資産見返負債	
土地	7,354,064	資産見返運営費交付金等	493,214
建物	7,182,449	資産見返補助金等	2,172
減価償却累計額	1,739,819	資産見返寄附金	23,256
構築物	682,454	資産見返物品受贈額	1,376,860
減価償却累計額	423,781	長期未払金	53,100
機械装置	3,987	固定負債合計	1,948,604
減価償却累計額	1,493		
工具器具備品	644,140	II 流動負債	
減価償却累計額	361,229	運営費交付金債務	25,745
図書	1,547,977	寄附金債務	35,649
美術品・收藏品	21,605	預り金	29,505
船舶	267	未払金	891,003
減価償却累計額	267	未払費用	315
車両運搬具	25,262	その他流動負債	4
減価償却累計額	19,537	流動負債合計	982,222
有形固定資産合計	14,916,080	負債合計	2,930,827
2 無形固定資産			
ソフトウェア	9,117	純資産の部	
その他無形固定資産	248	I 資本金	
無形固定資産合計	9,365	政府出資金	14,525,475
3 投資その他の資産		資本金合計	14,525,475
長期性預金	5,000	II 資本剰余金	
預託金	117	資本剰余金	560,010
敷金・保証金	4,308	損益外減価償却累計額(△)	△2,272,417
投資その他の資産合計	9,425	損益外減損損失累計額(△)	△620
固定資産合計	14,934,871	資本剰余金合計	△1,713,026
II 流動資産		III 利益剰余金	
現金及び預金	1,032,943	教育研究環境整備積立金	466,350
未収学生納付金収入	12,408	積立金	28,398
有価証券	299,360	当期末処分利益	64,409
前払費用	1,265	(うち当期総利益)	64,409
未収収益	442	利益剰余金合計	559,159
未収消費税	1,025	純資産合計	13,371,608
その他流動資産	20,119	負債純資産合計	16,302,436
流動資産合計	1,367,564		
資産合計	16,302,436		

過 去 5 年 間 の 収 入 状 況

○運営費交付金、施設費収入

(単位:千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運営費交付金	3,434,192	3,466,670	3,383,412	3,259,662	3,159,506
施設費	39,761	61,218	238,643	231,091	93,250

○自己収入

(単位:千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自己収入	707,873	868,438	880,154	894,560	889,689
学生等納付金収入	618,833	775,951	796,952	795,714	783,640
授業料収入	460,077	605,703	643,825	640,358	634,505
入学料収入	128,578	143,152	124,862	128,406	125,746
検定料収入	30,178	27,096	28,265	26,950	23,389
財産貸付料収入	79,415	80,776	73,138	77,215	77,286
雑収入	9,624	11,712	10,064	21,631	28,762

※授業料収入について、平成16～17年度において新入生に係る授業料の前倒し徴収を行わなかったため、平成16年度は、その影響額として110百万円少額となっている。

[参考]学部・大学院における過去5年間の在籍状況等

(単位:人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
在籍者数(5月1日現在)	1,116	1,204	1,301	1,330	1,334
うち長期履修生	—	92	211	269	290
入学者数	466	490	446	446	452
受験者数	1,398	1,121	1,244	1,182	1,083

○外部資金

(単位:千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
外部資金	155,326	177,677	197,952	175,706	216,141
科学研究費補助金	60,560	60,050	59,580	48,760	52,130
寄附金	20,875	9,361	16,512	6,080	30,780
受託研究	3,023	5,396	4,600	4,279	4,309
受託事業	70,868	64,746	75,279	78,633	82,048
補助金	0	38,125	41,981	37,954	46,874

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	20,191
施設整備費補助金	151
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	90
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	4,951
授業料及入学金検定料収入	4,393
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	558
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	145
長期借入金収入	0
計	25,528
支出	
業務費	25,142
教育研究経費	18,773
診療経費	0
一般管理費	6,369
施設整備費	151
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	145
長期借入金償還金	90
計	25,528

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額18,116百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人上越教育大学役員退職手当規程及び同職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。H（y - 1）は直前の事業年度におけるH（y）。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C（y - 1）は直前の事業年度におけるC（y）。（C（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C（y - 1）は直前の事業年度におけるC（y）。（C（x）は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C（y - 1）は直前の事業年度におけるC（y）。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C（y - 1）は直前の事業年度におけるC（y）。
- ⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑫「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $C(y) = \{C(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - C(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + C(x)$
 (2) $D(y) = D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$
 (3) $E(y) = E(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$
 (4) $F(y) = F(y)$
 (5) $G(y) = G(y)$

$C(y)$: 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。
 $D(y)$: 附属施設等経費(⑨)を対象。
 $E(y)$: 教育等施設基盤経費(④)を対象。
 $F(y)$: 特別教育研究経費(⑩)を対象。
 $G(y)$: 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑫)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = H(y) + I(y)$$

- (1) $H(y) = H(y-1) \times \alpha (\text{係数})$
 (2) $I(y) = I(y)$

$H(y)$: 一般管理費(①)を対象。
 $I(y)$: 特殊要因経費(⑪)を対象。

【 諸 係 数 】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。
 なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
 γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。
 ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の収入実績を勘案し試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

注) 業務費については、17年度以降は16年度の支出予定額を踏まえ効率化を図ることとし試算した支出予定額を計上している。

注) 施設整備費については、17年度以降は16年度と同額として試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,979
経常費用	24,978
業務費	22,735
教育研究経費	3,691
診療経費	0
受託研究費等	17
役員人件費	311
教員人件費	13,814
職員人件費	4,902
一般管理費	2,090
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	153
臨時損失	1
収入の部	24,979
経常収益	24,978
運営費交付金	19,728
授業料収益	3,545
入学金収益	699
検定料収益	150
附属病院収益	0
受託研究等収益	17
寄附金収益	128
財務収益	0
雑益	558
資産見返運営費交付金等戻入	102
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	51
臨時利益	1
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

注) 受託研究等収益は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業収益は含まない。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,568
業務活動による支出	24,823
投資活動による支出	615
財務活動による支出	90
次期中期目標期間への繰越金	40
資金収入	25,568
業務活動による収入	25,287
運営費交付金による収入	20,191
授業料及入学金検定料による収入	4,393
附属病院収入	0
受託研究等収入	17
寄付金収入	128
その他の収入	558
投資活動による収入	241
施設費による収入	241
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	40

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金にかかる国からの承継見込額40百万円を含む。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 3 1 7
施設整備費補助金	9 4
船舶建造費補助金	—
施設整備資金貸付金償還時補助金	—
補助金等収入	—
国立大学財務・経営センター施設費交付金	2 5
自己収入	9 1 7
授業料、入学金及び検定料収入	8 1 0
附属病院収入	—
財産処分収入	—
雑収入	1 0 7
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2 4
長期借入金収入	—
目的積立金取崩	4 6 6
計	4, 8 4 3
支出	
業務費	4, 0 3 2
教育研究経費	4, 0 3 2
診療経費	—
一般管理費	6 6 8
施設整備費	1 1 9
船舶建造費	—
補助金等	—
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2 4
長期借入金償還金	—
国立大学財務・経営センター施設費納付金	—
計	4, 8 4 3

[人件費の見積り]

期間中総額2, 7 4 6百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 2, 3 6 3百万円)

注) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づき受託事業費は含まない。

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 3 9 2
經常費用	4, 3 9 2
業務費	4, 0 3 3
教育研究経費	1, 1 2 1
診療経費	—
受託研究経費等	2 1
役員人件費	4 8
教員人件費	2, 0 4 2
職員人件費	8 0 1
一般管理費	2 4 6
財務費用	1
雑損	—
減価償却費	1 1 2
臨時損失	—
収益の部	4, 3 0 5
經常収益	4, 3 0 5
運営費交付金収益	3, 3 0 3
授業料収益	6 0 4
入学金収益	1 3 6
検定料収益	2 3
附属病院収益	—
補助金等収益	—
受託研究等収益	2 1
寄附金収益	3
財務収益	2
雑益	1 5 9
資産見返運営費交付金等戻入	5 2
資産見返補助金等戻入	—
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	—
臨時利益	—
純利益	△ 8 7
目的積立金取崩益	8 7
総利益	—

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 4 4 4
業務活動による支出	4, 2 4 0
投資活動による支出	5 0 5
財務活動による支出	5 8
翌年度への繰越金	6 4 1
資金収入	5, 4 4 4
業務活動による収入	4, 2 1 6
運営費交付金による収入	3, 3 1 7
授業料、入学金及び検定料による収入	7 7 0
附属病院収入	—
受託研究等収入	2 1
補助金等収入	—
寄附金収入	3
その他の収入	1 0 5
投資活動による収入	1 2 1
施設費による収入	1 1 9
その他の収入	2
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	1, 1 0 7

損益計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位:千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	733,935		
研究経費	121,762		
教育研究支援経費	171,994		
受託研究費	4,309		
受託事業費	82,047		
役員人件費	101,506		
教員人件費	2,177,338		
職員人件費	775,287	4,168,181	
一般管理費		240,179	
財務費用		1,587	
雑損		77	
経常費用合計			4,410,026
経常収益			
運営費交付金収益		3,225,434	
授業料収益		605,315	
入学料収益		131,244	
検定料収益		23,389	
受託研究等収益			
受託研究等収益(国及び地方公共団体)	549		
その他受託研究等収益	3,760	4,309	
受託事業等収益			
受託事業等収益(国及び地方公共団体)	19,719		
その他受託事業等収益	62,328	82,047	
寄附金収益		14,253	
補助金等収益		46,874	
施設費収益		78,746	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	52,939		
資産見返補助金等戻入	332		
資産見返寄附金戻入	1,719		
資産見返物品受贈額戻入	8,656	63,647	
財務収益			
受取利息	36		
有価証券利息	2,717	2,754	
雑益			
財産貸付料収益	77,357		
その他雑収入	28,202	105,560	
経常収益合計			4,383,576
経常損失(△)			△26,450
臨時損失			
固定資産除却損		4,840	4,840
当期純損失(△)			△31,290
目的積立金取崩額			95,700
当期総利益			64,409

研究プロジェクト経費申請及び採択状況一覧

年 度	区 分	新規・継続別	申請件数	採択件数	金 額
			(件)	(件)	(千円)
平成16年度	一般研究	継続	—	7	4,033
		新規	18	6	4,111
	特定研究	継続	—	2	2,736
平成17年度	一般研究	継続	—	6	3,915
		新規	19	11	7,510
	特定研究	継続	—	1	1,215
	若手研究	新規	18	9	2,431
平成18年度	一般研究	継続	—	11	6,856
		新規	13	8	5,369
	若手研究	新規	13	9	2,444
平成19年度	一般研究	継続	—	8	5,176
		新規	15	10	6,562
	若手研究	新規	14	9	2,309
平成20年度	一般研究	継続	—	10	6,603
		新規	18	10	6,719
	若手研究	新規	14	7	1,829

○国立大学法人上越教育大学内部監査規程

(平成16年10月20日)
規程第101号

改正 平成19年3月1日規程第8号

改正 平成19年3月30日規程第23号

改正 平成20年3月21日規程第16号

国立大学法人上越教育大学内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定め、本法人の業務管理全般の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務会計の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「部局」とは、次の各号に掲げる組織をいう。

- (1) 学校教育学系，臨床・健康教育学系，人文・社会教育学系，自然・生活教育学系，及び芸術・体育教育学系
- (2) 学校教育専攻，教科・領域教育専攻及び教育実践高度化専攻
- (3) 学校教育実践研究センター，保健管理センター，情報メディア教育支援センター，心理教育相談室，特別支援教育実践研究センター及び各附属学校
- (4) 広報室及び事務局（課及び室）

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務監査 業務活動が法令並びて本法人の方針，計画，制度及び諸規則に準拠し適正に行われているかについての監査
- (2) 財務会計監査 財務会計処理の適否，会計記録の正否及び資産管理状況の適否等についての監査

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期監査 あらかじめ定められた監査実施計画に基づき定期的に実施する監査
- (2) 臨時監査 学長が必要と認めた場合に実施する監査

(監査実施計画)

第5条 学長は、毎事業年度開始後速やかに監査実施計画を作成しなければならない。ただし、臨時監査を行うときは、その都度、監査項目，実施時期，監査方法等を定めるものとする。

2 学長は、前項の監査実施計画を作成したときは、監事に回付するとともに、役員会に報告するものとする。

(監査員の指名)

第6条 学長は、監査を実施するため、事務局所属の職員のうちから主任監査員及び監査員（以下「監査員」という。）を命ずるものとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、監査員を補助する者を命ずることができる。

（監査員の権限）

第7条 監査員は、当該監査対象部局に係る事務の担当者及び関係者（以下「担当者等」という。）に対し、関係資料の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。

2 監査員は、必要と認めた場合には、学外の関係先に内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

3 監査員の求めに対し、担当者等は監査業務に協力し、これを拒否することができない。

（監査員の遵守事項）

第8条 監査員（補助する者を含む。以下同じ）は、常に公正かつ厳正に監査に当たらなければならない。

2 監査員は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

3 監査員は、担当者等に対し、業務の処理・方法について直接指揮命令をしてはならない。

（監査の実施）

第9条 学長は、監査を実施しようとするときは、その時期及び監査員の氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

（監査の方法）

第10条 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、監査の内容によっては、担当者等から関係書類等を取り寄せ、その審査によりこれに代えることができる。

（監査結果の説明）

第11条 監査員は、監査を終了したときは、担当者等に対して監査結果の説明を行い、担当者等から具申があるときは、十分意見を聴取するものとする。

（監査結果の報告）

第12条 監査員は、監査を終了したときは、所定の監査結果報告書により、速やかにその結果を学長に報告し、その監査結果を当該監査対象部局の長に通知するものとする。

（監査結果の措置）

第13条 学長は、前条の監査結果報告書に基づき、その内容を学内に周知するとともに、是正改善の必要があると判断した場合は、その事項を所定の改善命令通知書により、改善対象部局の長に通知しなければならない。

2 改善対象部局の長は、前項の改善命令を受けた事項について、速やかに改善措置を講ずるとともに、その結果を所定の改善結果報告書により、学長に報告しなければならない。

（役員会等への報告等）

第14条 学長は、監査結果報告書及び改善結果報告書を監事に回付するとともに、役員会に報告するものとする。

（細則）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則

(平成16年10月20日)
(細 則 第 4 0 号)

改正 平成17年4月1日細則第11号

改正 平成18年3月31日細則第6号

国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号。以下「監査規程」という。）第15条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(監査事項)

第2条 監査規程第3条各号に規定する監査の監査事項は、次の各号に掲げるとおりとし、学長が当該年度の対象範囲を決定するものとする。

(1) 業務監査

- ア 業務方法書及び本法人の諸規程等の実施状況
- イ 中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 組織運営の状況
- エ 人事管理の状況
- オ その他業務に関する事項

(2) 財務会計監査

- ア 年次決算の状況
- イ 予算執行及び資金運用の状況
- ウ 契約の状況
- エ 債権管理の状況
- オ 資金管理の状況
- カ 金銭出納の状況
- キ 資産管理の状況
- ク 外部資金経理の状況
- ケ 預り金管理の状況
- コ その他財務会計に関する事項

(監査実施計画)

第3条 監査規程第5条第1項に規定する監査実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査の方針
- (2) 監査の内容

- (3) 監査の実施時期
 - (4) 監査の方法
 - (5) その他必要な事項
- (監査員の任命)

第4条 学長は、監査規程第6条に定める主任監査員及び監査員(以下「監査員」という。)を国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号)第3条第1項第3号に規定する一般職員で、次の各号に掲げる職務の級にある者から任命するものとする。ただし、これによりがたい場合は、それぞれ1級下位の者としてすることができる。

- (1) 主任監査員 一般職俸給表(一)4級以上の者 1人
- (2) 監査員 一般職俸給表(一)3級以上の者 3人以上

2 学長は、監査実施に当たり前項に定める監査員の構成では監査が困難であるとき又は専門的知識を有する者を必要とするときは、前項の規定にかかわらず職員又は職員以外の者を補助監査員に任命することができる。

3 学長は、財務会計監査については、監査対象期間中に財務会計事務に直接関わった者を監査員(補助監査員を含む。以下同じ。)に任命してはならない。

4 監査員の任命は、別記第1号様式の国立大学法人上越教育大学内部監査員任命簿により行うものとする。

5 学長は、監査員を任命したときは、監事へ通知しなければならない。

(監査員の任期)

第5条 前条第1項に定める監査員の任期は、監査員を命じられた日から当該監査対象年度の翌年度の6月30日(国立大学法人法第35条の規定に基づく事業報告書及び財務諸表の文部科学大臣への提出期限)までとし、再任を妨げない。

2 補助監査員の任期は、学長が個別に定める。

(監査員の心得)

第6条 監査の実施に当たり、監査員は、次の掲げる事項に留意の上、監査を行うものとする。

- (1) 監査員は、当該監査対象部局に係る事務の担当者及び関係者(以下「担当者等」という。)に接する際は、常に厳正かつ公平であって、研究的態度に心がけること。
- (2) 監査員は、監査日程に従って、あらかじめ監査対象の実態把握に努め、監査員の分担を定めて、実施の細部について事前の打合せを行い、監査に万全を期すること。
- (3) 監査員は、事務処理が適正でない場合は、担当者等から事情聴取し、よく事実を確かめ、合理的な判断を行うよう努めること。
- (4) 監査員は、監査上の不明な点や疑義があったときは、主任監査員と協議すること。
- (5) 監査員は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監査員と共有するよう努めること。

(監査結果報告書)

第7条 監査規程第12条に規定する監査結果報告書は、別記第2号様式のとおりとする。

(改善命令通知書)

第8条 監査規程第13条第1項に規定する改善命令通知書は、別記第3号様式のとおりとする。

(改善結果報告書)

第9条 監査規程第13条第2項に規定する改善結果報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年10月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行後最初に任命する監査員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に監査員であった者のうち、平成17年4月1日に再任される者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成17年6月30日までとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

国立大学法人上越教育大学内部監査員任命簿

国立大学法人上越教育大学長

印

- 1 あなたは、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号。以下「監査規程」という。）第3条に規定する監査を行う者として、監査規程第6条に規定する（主任監査員，監査員，補助監査員）に任命します。
- 2 あなたの（主任監査員，監査員，補助監査員）としての権限及び遵守事項は、監査規程第7条及び第8条に規定するところによります。
- 3 あなたは、前2項について確認の上、この任命簿に押印してください。

任命 年月日	職務名	所属	職名	氏名	印	備考

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

印

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、（業務監査・財務会計監査）の（定期監査・臨時監査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 監査対象部局
- 3 監査の方法
- 4 監査事項
- 5 是正改善を要する事項

（注）上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。

別記第3号様式（第8条関係）

改善命令通知書

年 月 日

（改善対象部局の長） 殿

国立大学法人上越教育大学長

印

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 監査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 改善対象部局
- 3 改善命令事項
- 4 その他特記すべき事項

（注）上記3及び4については、詳細に記述すること。

別記第4号様式（第9条関係）

改善結果報告書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

改善対象部局の長

印

年 月 日付け改善命令について、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり措置しましたので、報告します。

記

1 監査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 改善対象部局

3 改善措置

(1) 改善命令に基づく対象部局における調査・点検実施状況

実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施責任者	職名： 氏名：
実施方法及び内容	

(2) 改善措置の内容

4 その他特記すべき事項

(注) 上記3及び4については、詳細に記述すること。

別記第2号様式(第7条関係)

監査結果報告書

平成16年11月11日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

亀井 宣 幸



国立大学法人上越教育大学内部監査規程(平成16年規程第101号)第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成16年度(平成16年4月～10月)分及び平成15年度(平成15年4月～平成16年3)継続分まで
- 2 監査対象部局 平成16年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金(平成15年度からの継続を含む。)の対象者(別紙のとおり)
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙(文部科学省様式)のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

(注) 上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成17年 2 月 1 4 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

亀 井 宣 幸



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 別紙平成16年度内部監査（定期監査）実施一覧のとおり
- 2 監査対象部局 同上
- 3 監査の方法 別紙平成16年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書のとおり
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成17年4月4日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

亀 井 宣 幸



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第3条第2号の規定に基づく、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫検査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成16年度分（平成16年4月～平成17年3月）
- 2 監査対象部局 別紙平成16年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（年度末における金庫検査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成17年4月4日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

亀 井 宣 幸



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第3条第2号の規定に基づく、財務会計監査の臨時監査（会計機関等の交替検査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記


- 1 監査対象期間 平成16年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成16年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書
（会計機関等の交替検査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監 査 結 果 報 告 書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月～10月）分及び平成16年度（平成16年4月～平成17年3月）継続分まで
- 2 監査対象部局 平成17年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金（平成16年度からの継続を含む。）の対象者（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙（文部科学省様式）のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監 査 結 果 報 告 書

平成17年11月8日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年4月から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 平成17年度分の財務会計
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項
財務会計の執行に係る会計書類の監査
財務会計により購入した設備・備品及び図書の現物実地監査
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監 査 結 果 報 告 書

平成18年2月20日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度（平成17年11月から監査実施日まで）
（会計検査院の会計実地検査に備えて、平成17年11月に臨時の内部監査を実施したので、それ以降）
- 2 監査対象部局 総務部（総務課，企画室，研究連携室，附属学校事務室，
財務課，施設マネジメント課）
学務部（教育支援課，学生支援課，就職支援室，入試課，
学術情報課）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 財務会計の執行に係る会計書類の監査
財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

（注）上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。


別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成18年4月3日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫監査）を平成18年4月3日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年4月 ～ 平成18年3月
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書
（年度末における金庫監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし


別記第2号様式(第7条関係)

監 査 結 果 報 告 書

平成18年3月31日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程(平成16年規程第101号)第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査(会計機関等の交代監査)を平成18年3月31日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書
(会計機関等の交代監査) のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成18年5月12日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

平 野 秀 秋



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき定期監査として、業務及び財務会計に関わる年次監査を平成18年5月12日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成17年度業務（平成17年4月～平成18年3月）
- 2 監査対象部局 別紙平成17年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（業務及び財務会計に関わる年次監査）のとおり
- 3 監査の方法 同 上
- 4 監査事項 同 上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監査結果報告書

平成18年11月1日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田中芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度（平成18年4月～10月）分及び平成17年度（平成17年4月～平成18年3月）継続分まで
- 2 監査対象部局 平成18年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金（平成17年度からの継続を含む。）の対象者（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙（文部科学省様式）のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

（注）上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成19年2月5日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田 中 芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく、財務会計監査の定期監査を平成19年1月29日から平成19年2月5日までの間に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度（平成18年4月1日から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 総務部及び学務部の各課室並びに各附属学校（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 (1) 財務会計の執行に係る関係書類の監査
(2) 財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
(3) その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項
該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成19年3月30日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田 中 芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査（会計機関等の交替検査）を平成19年3月30日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施マニュアル（会計機関等の交替検査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成19年4月3日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田 中 芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫検査）を平成19年4月2日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年4月 ～ 平成19年3月
- 2 監査対象部局 別紙平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施マニュアル（年度末における金庫検査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成19年5月14日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田 中 芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づく定期監査として、業務及び財務会計に関する年次監査を平成19年5月14日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記


- 1 監査対象期間 平成18年度（平成18年4月1日から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（業務及び財務会計に関する年次監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監 査 結 果 報 告 書

平成19年10月26日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

西 條 江美子 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 監査対象期間 | 平成19年4月から平成19年10月まで（ただし、平成18年度からの継続者にあつては、平成18年4月から平成19年3月までを含む。） |
| 2 監査対象部局 | 平成19年度に科学研究費補助金の交付を受けている（平成18年度からの継続者を含む。）研究代表者のうちから抽出した別紙1の研究代表者 |
| 3 監査の方法 | 別紙2「平成19年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（科学研究費補助金に関する事項）」のとおり |
| 4 監査事項 | 監査事項及び監査結果は、別紙3及び別紙4「平成19年度科学研究費補助金内部監査実施報告書」のとおり |
| 5 是正改善を要する事項 | 該当なし |

監査結果報告書

平成20年1月17日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

西 條 江美子



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成19年4月から平成19年12月まで
（実施日：平成19年12月17日（月）から21日（金）まで）
（実施者：西條江美子主任監査員，安田大信監査員，
南雲晋監査員，畔上雅子監査員，大貫健治監査員，橋本彰監査員）
- 2 監査対象部局 別紙1「19年度内部監査（定期監査）実施一覧」のとおり
- 3 監査の方法 別紙2「平成19年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（会計機関等に係る業務その他財務会計に関わる全般の監査）のとおり
- 4 監査事項 上記と同じ
- 5 是正改善を要する事項 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されており、是正改善を要する事項は特になし

監 査 結 果 報 告 書

平成20年3月31日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

西 條 江美子



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査（交替検査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成19年4月から平成20年3月まで
（実施日：平成20年3月31日（月））
（実施者：西條江美子主任監査員，安田大信監査員，
畔上雅子監査員，大貫健治監査員，橋本彰監査員）
- 2 監査対象部局 別紙1「19年度内部監査（臨時監査）実施一覧」のとおり
- 3 監査の方法 別紙2「平成19年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（会計機関等の交替検査）のとおり
- 4 監査事項 上記と同じ
- 5 是正改善を要する事項 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されており、是正改善を要する事項は特になし

監 査 結 果 報 告 書

平成20年4月2日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

西 條 江美子



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査（金庫検査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成19年4月から平成20年3月まで
（実施日：平成20年4月2日（水））
（実施者：西條江美子主任監査員，安田大信監査員，
畔上雅子監査員，大貫健治監査員，橋本彰監査員）
- 2 監査対象部局 別紙1「19年度内部監査（定期監査）実施一覧」のとおり
- 3 監査の方法 別紙2「平成19年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（年度末における金庫監査）」のとおり
- 4 監査事項 上記と同じ
- 5 是正改善を要する事項 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されており、是正改善を要する事項は特になし

監査結果報告書

平成20年5月19日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

西 條 江美子

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、業務及び財務会計に関わる定期監査（年次監査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成19年4月から平成20年3月まで
(実施日：平成20年5月19日(月))
(実施者：西條江美子主任監査員，安田大信監査員，畔上
雅子監査員，大貫健治監査員，橋本彰監査員)
- 2 監査対象部局 別紙1「平成19年度業務及び財務会計に関する年次監査」
のとおり
- 3 監査の方法 別紙2「平成19年度国立大学法人上越教育大学内部監査実
施要領（業務及び財務会計に関する年次監査）」のとおり
- 4 監査事項 上記と同じ
- 5 是正改善を要する事項 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されて
おり、是正改善を要する事項は特になし

監査結果報告書

平成20年10月29日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

後藤 公夫



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成19年4月から平成20年10月まで（ただし、平成18年度からの継続者にあつては、平成18年4月から平成19年3月までを含む。）
- 2 監査対象部局 平成19年度等に科学研究費補助金の交付を受けている（平成18年度からの継続者を含む。）研究代表者のうちから抽出した別紙1の研究代表者
- 3 監査の方法 別紙2「平成20年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（科学研究費補助金に関する事項）」のとおり
- 4 監査事項 監査事項及び監査結果は、別紙3及び別紙4「平成20年度科学研究費補助金内部監査実施報告書」のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成20年12月15日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

後 藤 公 夫



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成20年4月から平成20年12月まで。ただし、平成20年3月以前からの継続事業にあつては、当該年度分を含む。
- 2 監査対象部局 財務課及び教育支援課
平成20年度に科学研究費補助金以外の補助金の交付を受けている補助事業の経理担当者及び執行担当者
- 3 監査の方法 別紙1「平成20年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（科学研究費補助金以外の補助金に関する事項）」のとおり
- 4 監査事項 監査事項及び監査結果は、別紙2及び別紙3「平成20年度科学研究費補助金以外の補助金内部監査実施報告書」のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

監 査 結 果 報 告 書

平成21年3月31日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

後 藤 公 夫



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査（交替検査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成20年4月から平成21年3月まで
(実施日：平成21年3月31日(月))
(実施者：主任監査員 後藤 公夫
監査員 島田 一馬
監査員 高松 宏幸
監査員 志賀 和孝
監査員 渡邊真紀子
監査員 永井 和行)
- 2 監査対象部局 別紙1「20年度内部監査（臨時監査）実施一覧」のとおり
- 3 監査の方法 別紙2「平成20年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（会計機関等の交替検査）のとおり
- 4 監査事項 上記と同じ
- 5 是正改善を要する事項 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されており、是正改善を要する事項は特になし

監 査 結 果 報 告 書

平成21年4月1日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

後 藤 公 夫 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査（金庫検査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 監査対象期間等 | 平成21年4月から平成22年3月まで
(実施日：平成21年4月1日(水))
(実施者：主任監査員 後藤 公夫
監査員 島田 一馬
監査員 高松 宏幸
監査員 志賀 和孝
監査員 渡邊真紀子
監査員 永井 和行) |
| 2 | 監査対象部局 | 別紙1「20年度内部監査（定期監査）実施一覧」のとおり |
| 3 | 監査の方法 | 別紙2「平成20年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（年度末における金庫監査）」のとおり |
| 4 | 監査事項 | 上記と同じ |
| 5 | 是正改善を要する事項 | 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されており、是正改善を要する事項は特になし |

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成21年6月23日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

後藤 公夫 

国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、業務及び財務会計に関わる定期監査（年次監査）を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成20年4月から平成21年3月まで
(実施日：平成21年6月23日(火))
(実施者：主任監査員 後藤 公夫
監査員 島田 一馬
監査員 高松 宏幸
監査員 渡邊真紀子
監査員 永井 和行)
- 2 監査対象部局 対 象：「全部局」
立 会 い：「総務部企画室」及び「総務部財務課」
- 3 監査の方法 別紙1「平成20年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施要領（業務及び財務会計に関する年次監査）」のとおり
- 4 監査事項 上記と同じ
- 5 是正改善を要する事項 上記事項について監査を実施した結果、適正に処理されており、是正改善を要する事項は特になし

国立大学法人上越教育大学監事監査規則

(平成16年4月1日)
規則第8号

国立大学法人上越教育大学監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の財務内容を含む業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、本法人の業務について行うものとする。

(監査の方法)

第4条 監査の方法は、書面監査と実地監査によるものとする。

(監査計画)

第5条 監事は、毎事業年度の監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出しなければならない。ただし、臨時に監査を行うときは、その都度、監査項目、実施時期、監査方法等を文書で学長に提出するものとする。

2 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法

3 定期監査の監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 業務の監査

- ア 法令、業務方法書及び本法人の諸規程等の実施状況
- イ 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 組織運営状況
- エ 人事管理状況

(2) 会計の監査

- ア 年次決算の状況
- イ 予算の執行及び資金運用の状況
- ウ 収入及び支出の状況
- エ 固定資産の管理状況
- オ 契約の状況
- カ 人件費の支給状況

4 監査手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監査対象部局の長(ただし、上越教育大学の学生宿舎及び赤倉課外活動施設は、事務局に含む。)からの概況聴取

(2) 帳簿その他証拠書類の原本確認

(3) 現地の調査

(監事以外の役員への質問等)

第6条 監事は、監査の際、監事以外の役員に対し必要に応じて質問し、又は説明、資料の提出を求めることができる。

2 監事以外の役員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

(監査終了後の措置)

第7条 監事は、監査終了後速やかに監査結果に基づく報告書を作成し、遅滞なく学長に提出するものとする。

2 報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他必要と認めた事項

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に対し意見を提出するものとする。

4 学長は、第1項の報告書に意見が付されている場合は、当該意見に対する回答を監事にしなければならない。

(事故又は異例な事態の報告)

第8条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、職員は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(事務の処理)

第9条 監査に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 渡 邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成16年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

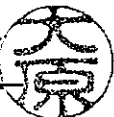
平成17年6月16日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

監 事

大原啓資 

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成17年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。


平成18年6月15日

国立大学法人上越教育大学

監事

高橋信雄 

監事

大原啓資 

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 渡 邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人みずぐ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成18年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。


平成19年6月13日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

監 事

大原啓資 

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 渡邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成19年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成 20年 6月 20日

国立大学法人上越教育大学

監 事

長谷川 彰

監 事

大原 啓資



監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 若井 彌一 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成20年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成 21 年 6 月 20 日

国立大学法人上越教育大学

監 事

長谷川 彰



監 事

大原 啓資

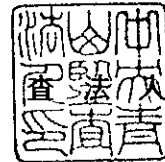


独立監査人の監査報告書

平成17年6月15日

国立大学法人 上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

庵上 由 行

指定社員 公認会計士
業務執行社員

江島 智

指定社員 公認会計士
業務執行社員

薬袋 政 彦

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人上越教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

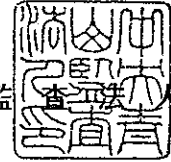
以上

独立監査人の監査報告書

平成18年6月14日

国立大学法人 上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

中央青山監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

庵上 由 伸



指定社員 公認会計士
業務執行社員

江島 智



指定社員 公認会計士
業務執行社員

薬袋 政彦



当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人上越教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針1.に記載されているとおり、国立大学法人は運営費交付金収益の計上基準を変更した。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、国立大学法人は学生募集経費の計上区分を変更した。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年6月12日

国立大学法人 上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

みすず監



指定社員 公認会計士
業務執行社員

庵上由



指定社員 公認会計士
業務執行社員

薬袋政彦



当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人上越教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

国立大学法人 上越教育大学

学 長 渡 邊 隆 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員

公認会計士

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第4期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第3期事業年度以前の会計監査に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人上越教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（第4期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日


国立大学法人 上越教育大学

学 長 若 井 彌 一 殿

監査法人 トーマツ


指 定 社 員 公認会計士

業務執行社員

白 河 王 

指 定 社 員 公認会計士

業務執行社員

佐 藤 正 樹 

指 定 社 員 公認会計士

業務執行社員

奈 尾 光 浩 

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の平成20年4月1日から平成21年3月31日まで第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は学長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第4期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第3期事業年度以前の会計監査に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人上越教育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(第4期及び第5期事業年度の会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上